

福祉医療制度のお知らせ

医療費の自己負担金を助成

市内在住の健康保険加入者を対象に、医療費の自己負担金の一部を助成する。

種類の福祉医療制度を実施しています。

各医療制度の内容に該当

するが、また手続きをしていない人は、国保医療課で申請してください。

Table with 5 columns: 種類, 対象, 医療費の自己負担, 手続きに必要なもの, 所得制限. Rows include 子育て支援医療, ひとり親家庭医療, 障がい者医療, 重度心身障がい老人健康管理事業, 老人医療.

Table with 6 columns: 区分, 扶養人数, 0人, 1人, 2人, 以降1人につき. Rows include ひとり親家庭医療, 障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業.

※上記の額は、令和元年(平成31年)中の所得から本人控除(障害者控除)や社会保険料控除を差し引いた額です。

70歳未満の自己負担限度額(月額)

Table with 4 columns: 区分, 自己負担限度額 (3回目まで, 4回目以降). Rows include 上位所得者, 一般, 住民税非課税世帯.

- ※1 所得の申告をしていない人も、上位所得者とみなされますので、必ず申告してください。
※2 基礎控除後の総所得とは、国保被保険者それぞれの前年の所得から33万円(基礎控除)を引いた額を全て合算した額。
※3 過去12カ月間に4回以上高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額。
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税の世帯に属する人。

70歳以上75歳未満の自己負担限度額(月額)

Table with 4 columns: 区分, 自己負担限度額 (外来, 外来+入院, 4回目以降). Rows include 住民税課税世帯, 住民税非課税世帯.

- ※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国保被保険者がいる人。ただし、70歳以上75歳未満の国保被保険者の収入の合計が、複数で520万円未満、単身で383万円未満の場合は申請により「一般」となります。
※2 現役並み所得者、低所得Ⅱ・Ⅰ以外の人
※3 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である世帯に属する人(低所得Ⅰ以外の人)
※4 同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる人
※5 過去12カ月間に4回以上の高額療養費に該当した世帯の4回目以降の自己負担限度額

医療費の給付

福祉医療制度の受給者証を交付された人は、京都市内の医療機関等で診療を受けた場合、受給者証を提示すれば窓口で助成が受けられます。なお、京都市外で診療を受けた場合、別途申請の手続きが必要ですが(窓口で通常の自己負担額の支払い後、医療費支給申請書に領収書を添付し、国保医療課に申請すると、支払った自己負担分のうち、各制度の自己負担分を除いた額で総医療費を超えない額を給付します)。

国民健康保険の高額療養費制度

ひと月の医療費(※1)の自己負担額が高額になったとき、基準に該当する場合は、限度額を超えた分が申請により、高額療養費として支給されます。

申請は保険証、領収書、印かん、口座番号、個人番号(マイナンバー)がわかるもの(※2)が必要です。

70歳未満の人の場合

同じ医療機関で支払った医療費が対象です。異なる医療機関の分は、それぞれが2万1千円以上であれば合算対象となります。また、同じ医療機関でも内科と歯科、入院と外来は別々に計算します。

なお、入院や外来でひと月の自己負担額が高額になる場合は、事前に「限度額適用認定証」の交付を国保医療課で受けておくと、医療機関での自己負担は限度額までとなります。

70歳以上75歳未満の人の場合

病院・診療所、歯科の区別なく合算できます。外来(個人単位)と入院・外来(世帯単位)で限度額が異なります。

なお、入院や外来でひと月の自己負担限度額が高額になる場合は、事前に「限度額適用・標準負担額減額認定証(低所得Ⅰ・Ⅱに該当する人)」または「限度額適用認定証(現役並みⅠ・Ⅱに該当する人)」の交付を国保医療課で受けておくと、医療機関での自己負担は限度額までとなります。

※1ひと月の医療費とは 1日から月末までの月単位で、保険適用になった自己負担額のことをいいます。
※2個人番号(マイナンバー)がわかるもの 個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証等)をご提示ください。代理人は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

令和2年分の確定申告で医療費控除を受けられる場合は「医療費等の明細書」を作成すれば領収書の提出は不要となりますが、必ず領収書を手元に保管しておいてください。

※70歳未満と70歳以上の人では、限度額が異なります。詳しくは次の1、2および表をご覧ください。